



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に（健康推進課） 2  
係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

## 公布された条例等のあらまし

◇療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（規則第41号）

## 1 規則の概要

規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第41号

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」の次に「の規定」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 生計中心者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯であるとき。

第3条第4項中「別表第2の3の表」を「別表第3」に改める。

別表第2の1の表中「生活保護法」の次に「の規定」を加え、「。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯」を加え、

「

所得税の年額	
	4,800円以下
	4,801円から 9,600円まで
	9,601円から 16,800円まで
	16,801円から 24,000円まで
	24,001円から 32,400円まで
	32,401円から 42,000円まで
	42,001円から 92,400円まで
	92,401円から

「

所得税の年額	
	2,400円以下
	2,401円から 4,800円まで
	4,801円から 8,400円まで
	8,401円から 12,000円まで
	12,001円から 16,200円まで
	16,201円から 21,000円まで
	21,001円から 46,200円まで
	46,201円から

120,000円まで	を	60,000円まで	に改め、別表第2の2の表中
120,001円から		60,001円から	
156,000円まで		78,000円まで	
156,001円から		78,001円から	
198,000円まで		100,500円まで	
198,001円から		100,501円から	
287,500円まで		190,000円まで	
287,501円から		190,001円から	
397,000円まで		299,500円まで	
397,001円から		299,501円から	
929,400円まで		831,900円まで	
929,401円から		831,901円から	
1,500,000円まで		1,467,000円まで	
1,500,001円から		1,467,001円から	
1,650,000円まで		1,632,000円まで	
1,650,001円から		1,632,001円から	
2,260,000円まで	2,302,900円まで		
2,260,001円から	2,302,901円から		
3,000,000円まで	3,117,000円まで		
3,000,001円から	3,117,001円から		
3,960,000円まで	4,173,000円まで		
3,960,001円以上	4,173,001円以上		

「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）」を「生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯」に、

所得税の年額	を	所得税の年額	に改め、別表第2の2の表
30,000円以下		15,000円以下	
30,001円から		15,001円から	
80,000円まで		40,000円まで	
80,001円から		40,001円から	
140,000円まで		70,000円まで	
140,001円から		70,001円から	
280,000円まで		183,000円まで	
280,001円から		183,001円から	
500,000円まで		403,000円まで	
500,001円から		403,001円から	
800,000円まで		703,000円まで	
800,001円から	703,001円から		
1,160,000円まで	1,078,000円まで		
1,160,001円から	1,078,001円から		
1,650,000円まで	1,632,000円まで		

1,650,001円から 2,260,000円まで	1,632,001円から 2,303,000円まで
2,260,001円から 3,000,000円まで	2,303,001円から 3,117,000円まで
3,000,001円から 3,960,000円まで	3,117,001円から 4,173,000円まで
3,960,001円から 5,030,000円まで	4,173,001円から 5,334,000円まで
5,030,001円から 6,270,000円まで	5,334,001円から 6,674,000円まで
6,270,001円以上	6,674,001円以上

」

」

備考の3から7まで中「生活保護法」の次に「の規定」を加え、同表の3の表を削り、同表の次に次の1表を加える。

**別表第3（第3条関係）**

階 層 区 分	自己負担限度額	
	入 院	外 来
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200円	1,100円
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400円	1,700円
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200円	2,100円
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500円	2,750円
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300円	4,650円
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500円	5,750円

備考

- 1 前年分の所得税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税の課税関係によることとする。
- 2 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。